

嬉総第159号の4
令和5年7月24日

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

嬉野市長 村上 大祐
(公 印 省 略)

文書質問について(回答)

嬉野市議会基本条例第7条第3号の規定に基づく文書質問につき、下記により回答いたします。

記

提出者 嬉野市議会議員(議席番号3番) 古川 英子

(質問事項)

人口減少及び児童数減少下における、学校施設長寿命化計画について

(質問の要旨)

① 国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によると

2045年には嬉野市の人口が17,715人という予想になっている。人口減少の対策を伺う

(回答)

企画政策課

人口問題は、日本全体に及ぶ喫緊の課題ですが、本市をはじめとする地方都市にとりましては、特に生産年齢人口及び年少人口の減少が顕著な状況にあります。

本市においては、2015年度から「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少幅をできるだけ小さくしつつ、地域内外との交流を促進し交流人口の増加を図るための施策・事業を展開することとし、2020年度からは「第2期」と位置付け、「住みたい・行きたい“ひと”の流れをつくる」、「働きたい“しごと”をつくる」、「結婚・出産・子育てしたい“まち”をつくる」、「安心して暮らしたい“地域”をつくる」の4つの基本目標を掲げ、有識者等で組織する「市総合戦略推進委員会」による事業効果・検証などPDCAサイクルを用いながら、人口減少対策や地域活性化等に資する各施策・事業の継続的かつ分野横断的な取り組みを推進しています。

② 2045年には子供数の減少により7つの小学校の1学年が約130名になると予想され

ている。各学校の建築年数も経過し、対象すべての学校に長寿化計画を考えているか
伺う。

(回答)

教育総務課

本市の学校施設は、築30年以上の建物が全体の約半分を占めています。建築から長い年数が経過して建物の老朽化とともに設備の不具合もあり、近い将来建て替えを含めた対策が必要となっています。

方針として、可能な限り建て替えではなく、長寿命化などの大規模改修を行いながら施設を維持していきたいと考えています。

しかしながら、少子化の進展により児童・生徒数の減少や学校の小規模校化が進んできており、今後も更なる人口減少や少子化が予測されていることを踏まえると、将来的には、学校規模の適正化についての検討も必要になってくると思われま

③ 他市町では学校の統廃合が行われているが市長・教育長としての考えはいかがか

(回答)

市長、教育長

地域の活性化における学校の役割は大きく、小学校単位のコミュニティを維持する方向であることも含め、また今後防災拠点としての役割が高まっていくということからも、現段階では学校再編の考えはありません。

(質問事項)

嬉野市の奨学金について

(質問の要旨)

① 嬉野市の奨学金の支給人数と金額、返済状況を伺う

(回答)

教育総務課

令和5年度

支給人数 — 24名 (大学生12名、専門学校生5名、高専生1名、高校生6名)

貸与額 — 1,230万円 (予定)

返還状況 — 令和4年度 現年度調定額 1,013万6,400円 (58名)

未納額 79万7千円 (7名)

② 卒業後に市町に戻り居住することを条件に奨学金の返済免除を行っている市町がある。嬉野市として人口減少の歯止めの一つとして取り組むことができないか伺う

(回答)

教育総務課

現在経済的理由により修学困難な方に対し、無利子の貸与型奨学金制度を設けています。その償還金は次の奨学生への貸与の原資とすることで制度運用を行っており、限ら

れた予算の中で教育の機会均等を保障する制度として、より多くの方を支援するため貸与型を採用しています。

返還免除制度の導入については、免除が市内への定住や就職につながるとの考え方については、個人への支援といたしましては多額になることから慎重に考える必要があるため、教育委員会としては、今後どのような対象者へどのような方法で支援していくのか研究を進めていく必要があります。

(質問事項)

高齢者の避難行動要支援者の個別計画書について

(質問の要旨)

① 個別計画書は介護認定を受けている高齢者のみに計画するものか伺う

(回答)

福祉課

避難行動要支援者個別避難計画は、市内に居住されている方で、災害発生時または災害が発生する恐れがある場合に1人での避難が困難である方々が、円滑で迅速な避難行動を行うために作成し、平常時から見守り等を行い、災害時にはこれらを活用するものです。

嬉野市地域防災計画に規定がある、避難行動要支援者となる要件は次のいずれかに該当する方です。

1. 要介護認定を受けている方
2. 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者の方（心臓・腎臓機能障害のみで該当する方を除く）
3. 療育手帳Aを所持する知的障害者の方
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で、単身世帯の方
5. 市の生活支援サービスを受けている難病患者の方
6. 上記以外で、市及び避難支援関係者等が支援の必要を認めた方

よって、要介護認定を受けていない場合でも、他の要件に該当すれば年齢に関係なく個別避難計画を作成できるものであります。

② 介護認定を受けていない、高齢者の独居及び夫婦の個別避難計画書について、各行政区内で行政区長の指示のもと民生委員が個別避難計画書を作成できないだろうか伺う。

(回答)

福祉課

介護認定を受けていない方につきましても、要介護認定に関する事項以外の要件に該当する場合は、個別避難計画を作成することは可能です。

作成に当たっては、避難支援等関係者である消防機関、警察、民生委員・児童委員、

社会福祉協議会、行政区、地域コミュニティ等の自主防災組織、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等により該当者の把握を行い、要件に合致した場合は計画作成も可能であると考えております。

よって、一人暮らしの高齢者等の方も相談していただければ、個別避難計画の作成は可能です。

- ③ 昨年12月議会に於いて、市長より高齢者の1人暮らしで、家族と同居でも世帯分離されているなどで、状況把握は全てできてはいないとの返答があった。民生委員は担当地区での高齢者の把握はできている。嬉野市の避難行動対象者には市及び避難支援等関係者が支援の必要を認めた方との記載がある。高齢者の避難行動ができたかの確認のためにも介護認定を受けていない高齢者の避難行動計画書を作成すべきではないか伺う。

(回答)

福祉課

前述しましたように、介護認定の有無に関係なくそれ以外の要件に該当する場合は個別避難計画を作成することは可能です。議員ご意見としまして、高齢者すべての方の避難行動計画を作成すべきではということですが、避難行動要支援者対策の趣旨としまして、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために行うものでありますので、この趣旨に鑑みまして計画の作成を行っているところです。